

法人アンケート 結果報告書

平成23年8月
茨 木 市

目 次

調査の概要		1
1 調査の目的		
2 調査方法		
(1) 移管先法人アンケート（ヒアリングシート）		
(2) 回収状況		
(3) 移管先法人ヒアリング		
法人アンケート（ヒアリングシート）調査結果		2
1 法人アンケートの概要		
2 調査結果		
(1) 移管条件について		
(2) 合同保育・引継保育について		4
(3) 保育所全般における意見・感想について		5
(4) 保育での工夫、保護者との連携、 コミュニケーションについて		7
(5) 民営化に際して配慮したことについて		8
(6) 譲渡建物について		9
(7) その他		10
法人アンケート（ヒアリングシート）まとめ		12
< 別添資料 1 >		
法人アンケート（ヒアリングシート）		13

調査概要

1 調査の目的

このアンケート調査は、移管条件をはじめ、合同保育・引継保育や保育所運営全般における意見など、民営化した8か所の保育園の移管先法人からご意見をいただき、民営化事業の評価に活用することを目的として実施しました。

2 調査方法

(1) 移管先法人アンケート（ヒアリングシート）

調査対象

公立保育所の移管先8法人

対象法人

- | | | |
|---------|-------|-----------|
| ・社会福祉法人 | 藍野福祉会 | あいの三島保育園 |
| ・社会福祉法人 | つつみ会 | たんぼぼ中条保育園 |
| ・社会福祉法人 | 穂積福祉会 | 水尾保育園 |
| ・社会福祉法人 | 裕榮福祉会 | 玉櫛たちばな保育園 |
| ・社会福祉法人 | 智恩福祉会 | 郡山敬愛保育園 |
| ・社会福祉法人 | 親和会 | 松ヶ本保育園 |
| ・社会福祉法人 | 秀幸福祉会 | 庄保育園 |
| ・社会福祉法人 | 育成福祉会 | 東さくら保育園 |

調査項目

別添資料1「法人アンケート」(ヒアリングシート)のとおり

調査の実施方法

電子メールで当該保育園に配布後、電子メールで事務局(市)へ回答

(2) 回収状況

法人アンケートの回収状況については、6項目の設問と1項目の自由意見欄を設け、移管先8法人全てから回答を得ています。

(3) 移管先法人ヒアリング

平成23年1月31日に、「法人アンケート」(ヒアリングシート)における6項目の設問と1項目の自由意見に基づき、移管先法人が特に気にとめている事項について、移管先8法人全てからヒアリングを実施しています。

法人アンケート（ヒアリングシート）調査結果

1 法人アンケートの概要

平成 22 年 11 月 1 日に、6 項目の設問と 1 項目の自由意見欄を設け、アンケート調査を実施するとともに、平成 23 年 1 月 31 日に公立保育所の移管先 8 法人とのヒアリングを行っています。

主な意見については、下記の表のとおり、項目ごとに分類・整理するとともに、課題等への対応については、後述しています。

2 調査結果

(1) 移管条件について

応募資格・条件	保育園の運営経験のある法人に限った方がよいのでは。
	茨木市内に社会福祉法人本部があり、社会福祉事業を営む法人に限定したことは、茨木の子どもたちの健全育成に責任をもつという立場でよかった。

平成 18 年度から実施している公立保育所の民営化において、移管先法人を募集する際の「応募資格・条件」については、市内に法人本部を設置し、市内で社会福祉法第 2 条に定める社会福祉事業を営む社会福祉法人であることなど、他 5 項目にわたり条件を付しています。

法人アンケートでは、これまで 8 か所の公立保育所の民営化を実施しているが、8 か所とも市内に本部を置く社会福祉法人を移管先法人として選定しており、移管先法人から応募資格・条件については、「適している」と考察できる意見があります。

一方、「保育園の運営経験のある法人に限定した方がよいこと」との意見があり、また、保護者アンケートの「(12)民営化の進め方」においても、移管先法人の選考に関して、「市内の法人に限ると応募する法人が限定され、選考の幅が狭くなるのではないか」などの意見があります。

法人選考	選考方法、採点方法、配点等に疑問が残り、解消されないまま 4 年が過ぎた。改善願いたい。
------	--

法人の選考については、選考委員会において、「法人の基本姿勢（保育目標）」、「保育内容」、「保育サービスの向上」、「経営基盤（資金計画及び経理状況）」の大きな項目として 4 項目、そして、応募法人からのヒアリングを通じた評価調整として 1 項目の合計 5 項目 100 点満点による応募法人の評価を行っています。

法人アンケートでは、選考及び採点方法などの改善を求める意見があり、また、上記「応募資格・条件」同様に保護者からの意見もあり、選考方法

等についての課題が考察できます。

保育内容の継続性	5年間「公立を引き継ぐ」ことは、法人のもつ保育内容を発揮できない。民営化の目的の一つである保育ニーズに柔軟に対応できない。
	保護者は、「公立を引き継ぐ」ことを根拠に、いい保育をしようと法人が実施する保育に対して、公立とは違うと苦情がある。

保育内容の継続性については、「茨木市立保育所民営化基本方針」をはじめ、「茨木市立保育所民営化移管先法人募集要領」や「茨木市立保育所民営化に伴う協定書」などにおいて規定しています。

法人アンケートでは、私立保育園のもつ「ノウハウ」を発揮できないことや「柔軟性や即応性」などの特性を活かせていないことが考察できます。

保育士の配置	経験年数4年以上の職員が全体の1/2以上とする条件は、法人には厳しい。
	公立の職員の配置数が多い。保護者や市から同配置数を義務付けられ、大変困った。

保育士の配置については、「児童福祉施設最低基準」のほか、公立保育所が配置している保育士の配置基準とするなどの条件を付しています。

法人アンケートでは、「保育士の配置基準等における条件が厳しい」など、目的共有の差異が考察できます。

募集要領等	移管条件に保育内容にかかわる記述は要らない。
	移管条件について、事前協議を要したのではないかと。細部にわたって条件・内容を規定され、効果的・効率的な保育所運営ができない。

募集要領等については、先に述べた「応募資格・条件」や「保育士の配置」に加えて「保育内容」など、多岐にわたる項目に条件を付しています。

法人アンケートでは、「保育所保育指針」や「児童福祉施設最低基準」などに基づき、これまでからも保育園を運営してきた実績があることから、「保育内容」をはじめ、細部にわたり条件を付せられると、「効果的・効率的な保育所運営ができない」など、目的共有の差異が考察できます。

三者協議会	三者協議会は、「移管先法人が何をするかわからない」が前提となった条件の一つである。保護者に「民営化は保育の質の低下につながる」という印象を与えた。
--------------	---

三者協議会については、移管条件や保育内容の継続性等について、確認し合うとともに、問題点の改善のために設置しています。

法人アンケートでは、『保護者に、「民営化は保育の質の低下につながる」という印象を与えた』など、十分に連携ができていないことが考察できます。

運営補助等	改修費500万円では無理なので、改修内容によってはバックアップ体制を考えていただきたい。
--------------	--

運営補助等については、これまでから「私立保育所等運営補助要綱」や「私立保育所施設整備費補助金交付要綱」などに基づき、本市保育行政の推進に努めています。

また、民営化に伴い、建物の無償譲渡をはじめ、土地の無償貸与や施設改修費として500万円などを支援しています。

法人アンケートでは、「500万円では改修ができないので、改修内容によって支援を求めたい」など、さらなる支援の要望があります。

(2) 合同保育・引継保育について

合同保育	合同保育は有意義であった。公立との意識の違いを感じることができた。子どもたちを知ることもできた。
	合同保育について、1月から3月は、年度の仕上げになる期間であるので、法人から6人の専任保育士を配置することは困難である。
	保育内容を3か月で引き継ぐことは無理である。年間の行事を引き継ぐには、1年は必要である。
	合同保育は、子どもの性格や関わり方を聞くことができ、参考になった。また、公立保育所保育士との意識の違いを感じることができ、自分自身の反省にもなった。

合同保育については、公立保育所の民営化に伴って、これまでの保育士が全員変わるなど、子どもたちへの保育環境が大幅に変わることから、その影響を最小限に止めるため、一定期間、移管先法人の保育士等が当該保育所の保育士等と合同で保育に携わり、子どもたちが新しい保育士等に慣れ親しむことができるよう円滑な移行に努めています。

法人アンケートでは、「合同保育は有意義であった」や「子どもの性格や関わり方を聴くことができ、参考になった」など、円滑な移行の一助になったことが考察できます。

一方、「年度末(1月～3月)における専任保育士の配置が困難」や「3か月間での合同保育ではなく、1年程度の引継期間が必要」など、検討を要する事項があることも考察できます。

引継保育	公立保育所の保育士の中でも意思統一されず、引き継ぎが円滑に行きにくかった。
	引き継ぎは10月まででよいのではないか。
	看護師、用務員の引き継ぎ回数5回は極端に少なく、後々困難を来す。
	6か月の引き継ぎが、一番内容があった。引き継ぎ保育士が理解あり、保育の指導も親切だった。

引継保育については、4月から12月までの9か月間のうち、4月から9月までを引継保育、10月から12月までを巡回保育として位置づけ、公立保育所の保育士が移管条件である「保育内容」、「保健関係」、「給食」、「安全管理」、「年間行事」、「保護者との連携等」、「地域連携」、「その他」の引継内容（全41項目）が適切に遵守されているかを確認するなど、円滑な移行に努めています。

法人アンケートでは、「6か月間の引継保育が一番内容があった」や「具体的な内容を聞くことができた」など、円滑な移行のためには欠かせない内容であることが考察できます。

一方、「保育士の意思統一が図られず、引き継ぎが円滑に行きにくかった」や「看護師、用務員の引き継ぎ回数5回は少ない」など、検討を要する事項があることも考察できます。

（3）保育所全般における意見・感想について

保育環境の変化	公立の所長や保育士が転勤することで保育内容も当然変わるのに、民営化では許されない。理不尽である。
	公立保育所は、職員の数に恵まれています。これを引き継ぐとすれば、たちまちつぶれます。私立では基準人数で効率的・効果的保育に努めています。

保育環境の変化については、子どもたちへの保育環境の急激な変化を最小限に止めるため、公立保育所の保育内容を引き継ぎつつ、民間の柔軟性や即応性に着目し、地域で求められる保育ニーズへの柔軟な対応も必要であると考えており、子どもたちにとって何が最善の利益かを、保護者、保育園、市が一緒に考えてきたところであります。

法人アンケートでは、「所長や保育士が転勤（異動）することで、保育内容にも変化が生じるが、民営化した保育園ではそれが許されない」や公立保育所の1歳児における保育士の対数加算について、他の私立保育園では、「最低基準を遵守し、効率的・効果的な保育に努めている」など、保育環境の変化への対応の難しさがあることも考察できます。

施設等	引き継いだ備品（冷蔵庫、電話、コピー機など）が壊れ、急ぎよ入れ替えた。建物が古いため、修理に多額の費用を要した。
	公立は事務所が狭い。私立では、種々の管理事務がある。このため、余分の人員、場所が必要である。

施設等については、古い建物で昭和 45 年、新しい建物で昭和 55 年に建築した施設を民営化しており、老朽化などの課題があることから、移管先法人に対して、建物及び備品等は無償で譲渡するとともに、民営化初年度においては、施設改修費として 500 万円を交付し、支援しています。

法人アンケートでは、「備品の入れ替えや建物の老朽化による修繕などに多額の費用を要した」や「事務室が狭い」など、さらなる支援を求めていることが考察できます。

適切な役割分担	保育所運営、分けても、「保育内容」「行事」更に「人事」等に保護者が口出しされたのには驚いた。
	三者協議会の案件について精査すべきです。三者協議会の持ち方、進め方を明確にし、保護者に理解していただく必要性を感じます。

適切な役割分担については、これまでから三者協議会などを通じて、保護者、保育園、市の役割を果たしつつ、子どもの最善の利益のために努めてきたところであります。

法人アンケートでは、『「保育内容」をはじめ、「行事」や「人事」など今まで、保護者が意見を言うことへの驚き』や「三者協議会のあり方を見直すべき」など、それぞれ適正な役割分担を再認識する必要性が考察できます。

保護者負担	遠足のバス代を保護者から徴収しないのはおかしい。
	わが法人の保育事業をまだ認めていただけていないので、収入面で効果が見込めない。

保護者負担については、これまでも、公立保育所において、保育用品の購入や 5 歳児の所外保育における施設入館料及び交通費などを負担いただいているとともに、基本方針に示す「市が予め認めた費用」として、給食費、延長保育料、災害共済掛金を原則としているほか、これら以外の費用の徴収については、三者協議会に諮り、決定するとしてきたところであります。

法人アンケートでは、「遠足のバス代の徴収」や「民間の特色ある保育への理解が得られていない」など、新たな費用の徴収が困難であることが考察できます。

(4) 保育での工夫、保護者との連携、コミュニケーションについて

この項目については、民営化以後における移管先法人の取り組みについての設問であることから、移管先法人からの意見に基づき、整理・分類し、考察しています。

保護者との連携	担任が保護者と会う機会、話す機会を多く作るようにした。質問があれば、担任が残り、その保護者と話すようにした。
	保護者の意見はすべて受け止めようと全職員統一した。
	保護者アンケートの意見に改善できることはすぐに対応し、伝わりきれないことはしっかりアナウンスすることによって信頼関係を作ってきた。
	門の前に立ち、朝夕のあいさつ、玄関ほか数か所に掲示板を設置し、保育の写真を掲示、クラスノートに日々の記述、クラス通信にもクラスの保育写真などで保護者へ発信。
	園だより、クラスだより、保健、給食、食育、絵本、行事等各たよりの充実。
	意向調査に基づいて開催した二者協議会に、なるべく多くの保護者、保育士が参加できるようにした。
	朝夕保護者と接し、子どもの様子を伝えることに努力している。

保護者との連携については、三者協議会をはじめ、公立保育所移管先法人の創意工夫により、上記のような取り組みを実施し、信頼関係の構築に努めていることが考察できます。

保育への工夫	「子どもが第一」をモットーに、よい保育を展開し、親子共々居心地のよい園作りを職員一丸となって実現させていくことで、信頼関係を築くことができた。
	学期ごとに評価、園長との面談、反省会を通じて、意思統一を図るとともに、他園や園内研修に取り組み、保育士の資質の向上に努めている。
	完全手作りおやつや繰り返しの献立でなく工夫した給食、試食会の開催などを通じて、給食の内容などに理解を求める努力をしている。

保育への工夫については、「よりよい保育の展開」をはじめ、「保育士の資質の向上」や「工夫した給食」など、子どもの最善の利益のため、子どもの視点に立った創意工夫した取り組みの展開に努めていることが考察できます。

(5) 民営化に際して配慮したことについて

この項目については、民営化に際して配慮した移管先法人の取り組みについての設問であることから、移管先法人からの意見に基づき、整理・分類し、考察しています。

保護者への配慮	保護者との信頼関係を築くことが一番と考え、園から話しかけ、保護者の意見を極力採り入れるようにした。また、アンケートを取り承諾を得た。
	親の気持ちを聞くように、朝夕なるべく玄関で対応。
	当初は職員に馴染みがたい様子だったが、職員全体が保護者との対話や保護者会との協議を大切に、協力関係が前進してきたように思う。

保護者への配慮については、(4)における「保護者との連携」とも類似しているが、上記のとおり、信頼・協力関係の構築に努めていることが考察できます。

特色ある保育	私立園が公立と遜色がないこと、むしろよりよい質の高い保育をめざしていることを保護者に理解していただくことを第1目標にした。
	保護者の中には変わることが高く評価する保護者もあり、子どもや保護者に気配りしながら、今の子どもたちや保護者のニーズや課題に合うような保育を進めたい。
	よりよい保育をめざし、親の理解のもと、保育環境をどんどん変えてきた。

特色ある保育については、民営化基本方針における「民営化の考え方」とおり私立保育園の柔軟性や即応性を活かした、地域で求められる保育ニーズへの柔軟な対応が考察できる一方、子どもや保護者の理解を得ながら、これから、『よりよい保育、いわゆる「子どもの最善の利益」のための取り組みを進めたい』と考えていることが考察できます。

環境面への配慮	紫外線よけテント設置、U字側溝の埋め立て、給食食器の陶器化など、健康・安全環境整備に努めた。
	保育園内をいつも清潔にするよう職員に指導した。

環境面への配慮については、まず、第一に、子どもの健康面・安全面への配慮に努めたことや、衛生面に力を注いでいることが考察できる一方、保護者アンケートでは、衛生面に対する努力を求める意見もあります。

継続性への配慮	公立保育所の保育が引き継げているかどうかをいつも検証しながら進めている。
	一度は公立のやり方を実践し、5年間保護者が納得するなら公立のやり方で進めるよう配慮した。

継続性への配慮については、移管先法人の協力を得て、保育内容の継続性を確保しつつ、子どもへの保育環境の変化を最小限に止めるための取り組みが考察できる一方で、保護者の納得を前提に、5年間の継続に配慮しており、私立保育園の柔軟性及び即応性が活かされていないことも考察できます。

(6) 譲渡建物について

譲渡建物	すべてが老朽化しており、修理箇所が多い。
	保育しがたい構造であり、特にトイレなど水回りがひどい。その修理費用に500万円は妥当とは言えない。築年数を考慮してもらえないか。
	建物の無償譲渡は、保育事業を引き継ぐのに妥当と思うが、補修に多額の経費を要した。全体を調査し、修理してから譲渡してほしい。
	保育室の備品（クーラー、机、椅子、カーテンなど）も古く、引き継いだとたんに壊れたものが多く驚いた。修理してから移管してほしい。
	建て替え条件で移管している市もあり、保護者の印象も法人の園と割り切りやすく、良い方法ではないかと考える。
	建物が50年になると建て替えが必要になるので、その資金の準備が短期間でできるかが課題である。

譲渡建物については、移管先法人と市とで「建物等譲与契約」を締結し、現状のまま移管先法人に引き渡すことで合意しています。

また、譲与した日から10年間は保育所用建物としての用途に供するとともに、公立保育所の移管先法人募集要領においても、移管後の建物等の維持管理については、移管先法人が責任を持って自己負担で行うこととしています。

法人アンケートでは、「建物の老朽化から修理に要する経費が多額になること」や「築年数に応じた改修費の支援」、さらには、「建替を見据えた支援」など、今後における私立保育園への支援の見直しを求めていることが考察できます。

(7) その他

この項目については、民営化に関する事項について思うまま記載していただいているが、市に対する要望や回答を求めている内容などがあることから、以下のとおり、一覧表にまとめて整理するとともに、市としての考え方を示しています。

	主 な 意 見	考 え 方
1	・市との引き継ぎが十分でなく、補助金等のシステムもわからなかった。もっと時間的な余裕や引き継ぎが必要である。	合同保育や引継保育、巡回保育など、必要な期間を検討し、合同保育3か月、引継保育6か月、巡回保育3か月、合計1年間を通して、保護者の不安解消と保育環境の変化を最小限に止めるよう、円滑な引き継ぎに努めています。 今後、民営化事業の評価を通じて、より一層の円滑な引き継ぎが行われるよう、引継保育等の実施期間等について十分検討します。
2	・民営化の時期に無理がないか。1年後というのであれば、現在受け持ちのクラスへの区切り、園への区切り、職員の確保個々の職員の気持ちの整理などできたのではないか。	また、保育園、保護者、市がそれぞれ適切な役割分担のもと、「次代を担う子どもたち」にとって何が最善の利益なのかを一緒に考えていけるよう、ご協力をお願いします。
3	・三者協議会において合意があれば変更は可能となっている。公立の保育を引き継ぐことの意義がわかる内容を聞かせてほしい。	公立保育所の保育内容の引き継ぎにつきましては、子どもたちへの保育環境が大幅に変わることから、その影響を最小限に止めるためであります。 また、三者協議会を通じて、移管条件や保育内容の継続性等について確認し合うとともに、問題点などについても協議してまいりましたが、今後も、三者協議会などを通じて、保護者の意見を聴き、移管先法人とも連携をしながら円滑な移行・運営を図るとともに、積極的に情報を提供しつつ、しっかりと説明責任を果たしたいと考えていますので、子どもの最善の利益のためにご協力をお願いします。

	主 な 意 見	考 え 方
4	・ 公立の保育を引き継ぐことを第一義としているが変えることは悪いことではなく向上するという未来に希望を持つイメージを感じてもらおうよう努力したい。 ・ 行政が保護者に「民間には前年度の保育を引き継いでもらうので、安心を」と刷り込んだ結果、民間は大変苦労している。「公立のよいところは残しながらも民間の柔軟さなどで生じるよいところは取り入れていってほしい」と保護者に説明してほしい。 ・ 民営化即保育の質の低下、法人のもうけ主義などの保護者の既成概念を払拭するのにどれだけの努力が必要かを考えるとき、私立園の良さを市は積極的にアピールする必要がある。 ・ 保護者の多くは公立は私立に勝ると信じている。このため、公立時代は何の疑問も持たずむしろ無関心であったものが、民営化すべて悪し、私立園のやることに注目すべしで、公立保育を引き継ぐべしと主張し発展、改善を大きく遅らせている。	公・私立を問わず、保育の内容やこれに関連する運営等について定めた「保育指針」に基づいて、これまでから運営して（されて）きましたので、保育の内容に大きな差があるとは考えておりません。 一方、私立保育園の即応性や柔軟性といった観点から、地域で求められる保育ニーズへの柔軟な対応も必要であると考えております。 今後も、公私協調のもと、子どもたちにとって、何が最善の利益かを一緒に考えていただき、必要なことを適切に実施できるよう、ご協力をお願いします。 なお、法人及び保護者アンケートの結果や民営化事業の評価を通じて、課題等の把握に努めるとともに、さらなる民営化事業の拡大を検討する場合は、それぞれ適正な役割分担のもと、進められるよう十分に検討します。
5	・ 保育課の人事が変わりすぎである。民営化が終了するまでは、少なくとも1人は残るべきではないか。5年引き継ぐという条件がある以上、それを見届ける必要があるのではないか。	定期的な人事異動のため、担当者が変更になることがあります。また、担当者が変わっても影響がないよう、十分な引継に努めていますので、ご理解いただきたい。
6	・ 民営化は、誰かが不幸になるのではなく子どもの幸せを堅持し、保護者の理解を得ながら、行政と法人が協力することで成功にもっていきべきものだと考える。 ・ 民営化に関わったすべての人が悩み苦しむ現状から、茨木の子どもや保護者にこれまでと同様の困難さを強いるべきではないと考えます。	公立保育所の民営化につきましては、多様化する保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応するなど、保育行政の新たな施策の展開に向けて、公・私立保育所（園）の役割分担と公立保育所の機能と役割を明確にする中で、保育サービスの充実と今日的課題である地域における子育て支援等を推進するとともに、厳しい財政環境の中にあって、民間活力の導入（民営化）を図り、より効果的・効率的な保育所運営を目指すことを目的としておりますので、それぞれが適切な役割分担のもと、連携した取り組みが重要であると考えています。
7	・ このアンケートが次回の民営化の際にどれほどの影響や改善点として有効利用されるのか。	アンケート調査の結果につきましては、今後、外部委員にも参加していただき、財政的效果を含めた民営化事業を評価し、報告書として公表するとともに、事業の評価を通じて、課題等の把握に努め、その改善策についても検討します。
8	・ 選考委員に2か所の保護者代表が参加されているが、保護者の思うように操作できる点配分であった。社会福祉法人として現に保育をしている以上、最低点をもうけるべきではないか。	法人選考については、民営化事業の評価を通じて、課題等を分析するとともに、最適な手法を十分に検討します。

法人アンケート（ヒアリングシート）のまとめ

法人の視点から「法人アンケート（ヒアリング）」のまとめとして、全ての項目を総括すると、私立保育園の即応性及び柔軟性を考察できる法人アンケート（ヒアリング）項目として、「保育で工夫していることや保護者との連携、コミュニケーションについて」の設問では、下記の表のとおり、保育への工夫として、「よりよい保育の展開」をはじめ、「保育士の資質の向上」や「工夫した給食」などに対する取り組みがあり、子どもの最善の利益のため、子どもの視点に立った創意工夫した取り組みの展開に努めていることが考察できます。

保育への工夫	「子どもが第一」をモットーに、よい保育を展開し、親子共々居心地のよい園作りを職員一丸となって実現させていくことで、信頼関係を築くことができた。
	学期ごとに評価、園長との面談、反省会を通じて、意思統一を図るとともに、他園や園内研修に取り組み、保育士の資質の向上に努めている。
	完全手作りおやつや繰り返しの献立でなく工夫した給食、試食会の開催などを通じて、給食の内容などに理解を求める努力をしている。

さらに、保育の継続性を考察できる法人アンケート（ヒアリングシート）項目として、「民営化に際して配慮したことについて」の設問では、下記の表のとおり、継続性への配慮として、移管先法人の協力を得て、保育内容の継続性を確保しつつ、子どもへの保育環境の変化を最小限に止めるための取り組みが考察できる一方で、保護者の納得を前提に、5年間の継続に配慮しており、私立保育園の即応性及び柔軟性が活かされていないことも考察できます。

継続性への配慮	公立保育所の保育が引き継いでいるかどうかをいつも検証しながら進めている。
	一度は公立のやり方を実践し、5年間保護者が納得するなら公立のやり方で進めるよう配慮した。

【アンケート（ヒアリング）結果の活用】

法人アンケートの結果については、今後、「茨木市立保育所民営化庁内検討委員会」において、「民営化事業評価に関する報告書（素案）」を検討する際の重要な参考資料として活用するとともに、その素案がまとめ次第、市民や法人代表、学識経験者等で組織する「茨木市立保育所民営化外部検討委員会」からご意見をいただき、「民営化事業評価に関する報告書」としてとりまとめ、公表してまいります。

< 別添資料 1 >

法人アンケート（ヒアリングシート）（ ）保育園

質 問 項 目	回 答
1 移管条件について 募集要領、協定書記載の項目	
2 合同保育・引継保育について 1～3月 合同保育 4～12月 引継保育	
3 保育所運営全般における意見・感想について	
4 保育で工夫していることや保護者との連携、コミュニケーションについて	
5 民営化に際して配慮したことについて	
6 譲渡建物について	
7 その他 （民営化について思うまます）	